

民事訴訟法

田邊 誠

一 はじめに

本年の「学界回顧」も、これまでの慣例に従って、民事訴訟法、民事執行法・民事保全法、倒産処理法（破産法、民事再生法、会社更生法など）に関する文献と、民事訴訟法に関連する司法制度改革および学会の動きを紹介することとする。なお、取り上げる文献等は、本誌平成一七年一〇月号から一八年九月号の文献月報に掲載されたものを中心としている。

二 司法制度改革の動向と学会をめぐる動き

1 民事司法制度改革の改革司法制度改革の全体については、竹

下守夫「司法制度改革の着実な実現に向けて(1)〜(3)へ司法制度改革の成果と今後の展望六〜八」(ひろば五八・九〜一一)のほか、藤田正入「司法制度改革推進本部解散後の推進体制へ司法制度改革インフォメーション」(ひろば五九・一)がある。土屋美明「市民の司法は実現したか——司法改革の全体像」(花伝社)は、司法制度改革の背景・経緯から現状・評価と今後の課題を論じる。また、「特集/司法制度改革の展望」(都研五八・四)は、廣田尚久「ADR(裁判外紛争解決)の可能性」、田中成明「司法制度改革の意義と課題」、宮澤節生「法科大学院制度の成果と課題」、早野貴文「地域社会の公共性と弁護士役割」、酒巻匡「裁判員制度の意義と課題」、川嶋四郎「民事裁判の迅速化」の含意とその展望」、齋藤哲「裁判員制度の

意義と課題——市民の積極的参加を希求して」、中川丈久「行政事件訴訟法の改正——行政と司法の関係は変化するのか?」、小倉真樹「日本司法支援センター「法テラス」について」を収める。

佐藤岩夫「菅原郁夫」山本和彦編『利用者からみた民事訴訟——司法制度改革審議会「民事訴訟利用者調査」の二次分析』(日本評論社)は、平成一二年に司法制度調査会によって実施された「民事訴訟利用者調査」の二次的分析である(第一次の分析は「民事訴訟利用者調査」最終結果報告」として、平成一三年二月に公表されている)。菅原「序」民事訴訟利用者調査の概要」、藤本亮「植草宏一」訴訟利用動機の因子分析」、木下麻奈子「滝澤孝臣」当事者の訴訟への期待と評価」、佐藤「西口元」本人訴訟当事者

の動機と評価」、藤田政博「長谷川由起子」竹田真一郎「訴訟利用にともなう費用と時間」、菅原「加藤新太郎」塩谷國昭「当事者の訴訟関与と訴訟評価」のほか、「裁判所・事件類型と利用者の評価」、「訴訟と当事者の距離」、「利用者調査の意義と課題」の各項目別の分析を含んでいる。関連文献として、山田文「当事者による訴訟評価が描く民事訴訟の実像——『民事訴訟利用者調査』第二次分析の意義」(NBL八三五)、菅原郁夫「Ching Tsang」英訳「司法制度改革審議会「民事訴訟利用者調査」報告書」(結果の要約)(名法二二二)がある。

平成一八年は、現行民事訴訟法が公布されて一〇年の節目に当たることから、過去一〇年を回顧する文献がみられる。「特集/新しい時代の民事訴訟法」(ジュリー一三七)は、争点・証拠の整理手続、集中証拠調べ、情報収集手続、上訴制度などの新法のポイントを概観する。高橋宏志(司会)「福田剛久」秋山幹男「山本克己」座談会「民事手続法改正一〇年、そして新たな時代へ」のほか、改正法の運用を検討する論考(後述の各項目で言及)、将来の民事手続法の動向を考える、長谷部由起子「法化社会における司法制度——司法の民営化は可能か」(ジュ

リ(一三二七)、高中正彦「司法制度のコストと当事者の費用負担」(ジュリ一三一七)、山田文「司法制度へのアクセス——法情報・法律専門職へのアクセス」(ジュリ一三二七)などの多数の論考を掲載している。

平成一五年以降の民事訴訟法改正については、東京地方裁判所民事部四委員会共同報告「改正民事訴訟法五〇〇日の歩み(1)〜(4)完——東京地方裁判所における新制度運用の実情」(判時一九一〇—一一、一三一—一四)が、平成一五年の改正法で新たに設けられた提訴前の証拠保全・収集手続、専門委員制度、改善が加えられた鑑定手続、計画審理の運用について、東京地裁の実情を紹介している。また、大阪地方裁判所専門訴訟事件研究会「大阪地方裁判所における専門委員制度等の運用の実際」(判タ臨増一一九〇)は、大阪地裁における専門委員、鑑定、提訴前証拠収集処分の運用の現状を紹介している。さらに、大阪地方裁判所簡易裁判所活性化研究会編「大阪簡易裁判所少額訴訟集中係における少額訴訟手続に関する実践的研究報告」(判例タイムズ社)は、平成一七年度に設けられた大阪簡易少額訴訟集中係における手続の運営を、少額訴訟債権執行手続を含めて紹介する。「司法制度改革と裁

判官——第一九回全国裁判官懇話会報告(1)」(判時一九〇七)は、民事裁判の審理の充実と適正という面からみた最近の改革についての報告と討論である。

司法制度改革の一環として設けられた司法支援センターについては、「特集／総合法律支援構想の実現に向けて」(ジュリ一三〇五)が、山本和彦「総合法律支援の理念——民事司法の視点から」、大場亮太郎「法務省における日本司法支援センターの設立に向けた準備状況について」、池永知樹「常勤スタッフ弁護士役割——米国の近時の取組から」、濱野亮「アクセス拡充における日本司法支援センターの役割」、亀井時子「民事法律扶助と日本司法支援センター」、山口健一「国選弁護制度の対応態勢」、田岡直博「司法過疎対策業務の課題——多元的・重層的な地域司法システムの構築に向けて」、亀井一賀「地域の実情を踏まえた『司法過疎対策』」、番敦子「日本司法支援センターにおける犯罪被害者支援」の各視点から概観する。その他、石井俊和「日本司法支援センターの設立について」(家月五八・九)、「特集／いよいよスタート 日本司法支援センター」(自正五七・四)、高木佳子「司法支援センター——支援セン

ターの土日の対応問題、自主事業について」(司法改革フロンティア)(二)弁フロンティア二七一)など多くの文献がある。

司法制度改革の将来像としてのIT化の側面については、民事手続研究会「シンポジウム／『e-裁判所』の創造的構想——民事訴訟を中心として」(法政七二・四)が、「民事訴訟のIT化」の具体化に向けた提言として、訴訟制度のデジタル情報利用に関する、上田竹志「裁判手続における『e-フアイリング』の課題と展望」、IT技術を活用・融合したハイテク法廷を構想する、笠原毅彦「サイバー・コートの構想」、日独の比較に基づいてテレビ会議システムの問題点と展望を述べる、園田賢治「民事訴訟における『テレビ会議システム』の課題と展望」、全体を総括して展望を述べる、川嶋四郎「『e-裁判所』構想の課題と展望」の各報告を収める。また、川嶋四郎「民事訴訟のIT化」のための基本的視座に関する覚書(1)——「先端テクノロジー」の民事訴訟改革への貢献可能性を中心として」(法政七二・二)は、民事訴訟のIT化は民事訴訟過程における「人間性の回復とその躍動」の促進基盤として、手続過程における当事者の納得と満足を極大化する方向で具

体化されるべきとの立場から、「正義へのユビキタス・アクセス」の構想について述べる。また、ベーター・ギレスII小島武司編「民事司法システムの将来——憲法化・国際化・電子化」(ベーター・ギレス教授講演集)(日本比較法研究所翻訳叢書五三)(中央大学出版部)は、同様の関心に基づく「裁判手続、遠隔通信技術、『E(電子)訴訟法』——ドイツにおける訴訟の電子化の始まりと、その法化について」と題する講演のほか、ヨーロッパでの民事司法のあり方とその将来を展望する「司法運営と訴訟手続の領域における世界的な改革動向——『民事司法システム二〇〇二年』とその後」、「激動期にある司法システム」、「複数国家間での法制度の統一化と同一化——その実例としての民事訴訟法のヨーロッパ統一化」の各講演を収録する。

裁判所の人事制度は司法改革の重要な側面であるが、「司法制度改革と裁判官——第一九回全国裁判官懇話会報告(3)完」(判時一九一〇)が、現状とその問題点の報告および討論である。「特集／市民が求める裁判官・裁判所——第二一回司法シンポジウムより」(自正五六・一一)は、「みんなの裁判所——パネルディスカッション」、中村和雄「弁護士による外部評価を重視

するハワイ州の裁判官選任制度、人事評価制度——ハワイ州裁判官サブリーナ・マツケナー判事に聞く、岩崎光記「裁判官の任用と人事評価」、河合良房「地裁委員会・家裁委員会」、中本和洋「弁護士任官と判事補の弁護士経験」の各側面から問題点を浮彫りにしている。

2 学会

第七六回民事訴訟法学会大会が、平成一八年五月二〇日、二一日の両日にわたって、岡山大学で開催された。菱田雄郷（東北大学）「独立当事者参加について」、吉垣実（大阪経済大学）「商事仮処分紛争解決機能——新株予約権発行差止仮処分事例を中心として」、川崎祐子（駿河台大学）「民事再生手続におけるガバナンスのシステムと再生計画外での経営譲渡」、徳岡治（岡山地方裁判所）「岡山地裁における民事訴訟の充実に向けた取組みと平成一五年改正民法の運用について」と題する各報告と、ヘルベルト・ロート教授（ドイツ・レーゲンスブルク大学）の「改正ドイツ上訴法」と題する講演があった。また、シンポジウムとして「上訴の理論的再検討」というテーマの下に、徳田和幸（京都大学）「総論——上訴（控訴）不可分の原則

の根拠・妥当範囲」、勅使河原和彦（早稲田大学）「統審制の変容？——ドイツ控訴法改正と近時の我が国の控訴審実務」、上野泰男（早稲田大学）「統審制と控訴審における裁判資料の収集」、加波眞一（摂南大学）「最高裁判所における再審事由の取扱い」の各報告があり、活発な議論が展開された。

昨年創設された「仲裁ADR法学会」は、京都大学で平成一八年七月八日に第二回の大会を開催し、福井康太（大阪大学）「ADRの昨日とその射程——紛争の解決から予防・管理へ」、我妻学（首都大学東京）「医事紛争と裁判外紛争処理手続」の各報告と、総会、「仲裁法の利用しやすい運用を指して」と題するシンポジウム（コーディネーター…三木浩一（慶應大学）、パネリスト…柏木昇（中央大学）、片山英二（弁護士）、酒井一（立命館大学））を行った。

新たな学会として、「司法アクセス学会」（会長…小島武司中央大学教授）が設立された。平成一八年四月六日の創立総会（日本弁護士連合会クレオ）では、松尾邦弘検事総長の「二一世紀日本司法の課題」と題する記念講演、小島武司教授の基調講演「正義へのアクセスと新学会の使命」の後、山本和彦（一橋大学）、島野康（国民生活セ

ンター）、土屋美明（共同通信）、藤井範弘（弁護士）、早野貴文（弁護士）によるパネル・ディスカッション「司法アクセス——今何が問題か」が行われた。

国際学会として、平成一八年三月一八日の日韓民事訴訟法共同研究会では、「民事訴訟における秘密保護」のテーマで、李圭鍋、春日偉知郎両教授、「消費者破産」のテーマで、金炯科、松下淳一両教授の各報告があった。また、平成一八年九月二〇日〜二二日には立命館大学で国際訴訟法学会（IAPL）京都大会が開催され、民事訴訟法の関係では「グローバル社会における民事訴訟法の継受と伝播——訴訟法における諸外国に対する立法及び法整備支援の視点から」をテーマとして、「日本の民事訴訟法の継受と伝播」と題する松本博之教授（大阪市立大学）の報告のほか、中国（王亜新）、韓国（胡文赫）、ドイツ（ハンス・ブリュッティング）、イギリス（ニール・アンドリュウ）、フランス（ロワール・カディエ）、アメリカ（ピーター・マレー）、オランダ、フィンランド、ブラジル、ハンガリー、ロシア等の各国からの報告と討論が行われた。

三 文献紹介

1 民事訴訟法

(1) 教科書・体系書等

訴訟当事者・裁判制度の利用者の視点からの民事手続法の入門書をめざす、井上治典編／仁木恒夫・安西明子
『西川佳代』ブリッジブック民事訴訟法（信山社）が、民事訴訟法の概説書として、小林秀之編／吉田元子・畑宏樹・金子宏直・中野俊一郎・川嶋四郎・春日偉知郎・西野喜一・我妻学・萩澤達彦・田頭章一・町村泰貴・伊東俊明・近藤隆司・中西正・名津井吉裕・間瀬清史・敷口康夫・高地茂世・上野泰男・齋藤善人『法学講義民事訴訟法』（悠々社）が刊行された。

既刊書の改訂として、上原敏夫・池田辰夫・山本和彦『民事訴訟法』（第五版）（有斐閣Sシリーズ）、林屋礼二・吉村徳重・中島弘雅・松尾卓憲『民事訴訟法入門』（第二版補訂版）（有斐閣）、伊藤眞『民事訴訟法』（第三版再訂版）（有斐閣）、松本博之・上野泰男『民事訴訟法』（第四版補正版）（弘文堂）、梅本吉彦『民事訴訟法』（新版）（信山社）、菊井維大・村松俊夫原著／秋山幹男・伊藤眞・加藤新太郎

「高田裕成」福田剛久「山本和彦」
「メンター」民事訴訟法Ⅰ〔第二
版〕（日本評論社）、がある。

(2) 民事訴訟全般

鎌田薫(司会) 始関正光 道垣内
弘人 山野目章夫 安永正昭 荒木新
五 齋藤隆 山本和彦 「不動産をめぐ
る権利関係の裁判所による決定」(不
動産法セミナー 一一・一二)(ジ
ュリー三〇五—〇六) は、借地借家法
上の賃料増減額請求・借地条件変更、
法定地上権の範囲・内容、共有物の分
割、囲繞地通行権の認定など、私人間
の権利関係の形成に裁判所が関与する
場合について、実態に即した議論をし
ている。

昨年からの連載である、小林秀之
「ロースクール民事訴訟法」(法七
一)が完結した。ロ
ースクールの民事訴訟法の講義で扱
うべきさまざまなテーマを論じている。
また、森田修「債権回収法講義」(有
斐閣)は、債権回収という観点から民
法・民事訴訟法・民事執行法・民事保全法
・倒産諸法等にわたって総合的に検討
した連載をまとめたものである。

民事訴訟実務とこれを支える制度の
焦点・本質を実務と理論の両面から検
討する非常に意欲的な連載企画であ
る、瀬木比呂志「民事訴訟実務と制度

の焦点——実務家、研究者、法科大学
院生と市民のために」(ゆき)完
一八七—八九、九一—九二、九四—
九五、一一九七—二〇〇一)が完結
し、これに新たな書き下ろしの章を含
めたものが、『民事訴訟実務と制度の
焦点』(判例タイムズ社)としてまと
められた。裁判官・弁護士・研究者・
教育者のあり方、今後の法学教育と法
律家の養成、メディアのあり方にまで
言及した大著である。

また、わが国の訴訟観を検討するも
の(二〇〇五年の日本私法学会シンポ
ジウムの資料)として、菅原郁夫「日
本人の訴訟観——訴訟経験と訴訟観」
(ジュリー二九七)、岡田幸宏「少額訴
訟にみる訴訟観と紛争観」(ジュリー
二九七)がある。

(3) 論文集

個人の論文集として、安達栄司『民
事手続法の革新と国際化』(成文堂)
は、米国、ドイツにおける近時の民事
訴訟、民事保全法、倒産法の改革を扱
った第一部と、国際民事訴訟・国際仲
裁の諸問題を扱った第二部からなる。

波多野雅子『訴訟当事者からみた民
事訴訟』(松山大学研究叢書四九卷)
(法律文化社)は、「民事訴訟における
当事者自治」、「訴訟上の和解における
弁護士代理権限の範囲」、「裁判官忌

避制度考察」、「口頭弁論の意義に關す
る試論」、「訴訟の当然承継」、「民事訴
訟における釈明の役割」の論文を収め
る。

川嶋四郎『民事訴訟過程の創造的展
開』(弘文堂)は、「考察の基本的視座
と『救済法』論」、「民事訴訟過程の創
造的展開への基本方針」、「民事訴訟に
おける当事者とその技法」、「計画的な
審理と証拠収集」、「大規模訴訟におけ
る新たな課題」、「少額訴訟の基礎的課
題」、「民事訴訟過程の新たな展望」の
各編に著者の斬新な考察を展開した多
数の論文を収める。また、同『民事救
済過程の展望的指針』(弘文堂)は、
手続利用の主役である当事者が、弁護
士や裁判所の多様で高質なサポートを
受けながら、自らの手で救済を創案
し、それを実現していくことのできる
手続フォーラムの構築をめざして、救
済法論、民事救済過程における弁護士
と裁判所の役割、確認訴訟過程、将来
的救済過程、保全的救済と執行的救済
過程などについて論じる。

(4) 当事者・裁判所等

当事者適格について、江洲武彦「団
体資産の登記訴訟と当事者適格」(島
法四九・三)は、団体を財産の所有主
体として認めるべきとする立場から、
入会集団ではない法人格を有しない団

体について、団体資産の登記に關する
当事者適格を総合的に検討する。八田
卓也「遺言執行者の被告適格につい
て」(民訴五二)は、特定財産を特定
人に帰属させることを内容とする遺言
をめぐる訴訟における遺言執行者の被
告適格を検討する。

団体訴訟については、野々山宏「団
体訴権」(KEY WORD) (法教三
〇五)がある。とくに、消費者団体訴
訟に關するものとして、内閣府国民生
活局消費者企画課『消費者団体訴訟
制度の在り方について』の概要(金
法一七四七)があるほか、「特集/消
費者団体訴訟制度の導入へ向けて」
(ひろば五八・一一)は、上原敏夫

「団体訴権をめぐる議論の沿革」、山本
豊「わが国における消費者団体訴訟の
制度設計」、長野浩三「消費者契約法
をめぐる論点——消費者団体訴訟制度
導入への期待」、齋藤憲道「消費者団
体訴訟制度を考える」、野々山宏「消
費者団体訴訟制度の担い手として」の
各論考を収める。また、宗田貴行「団
体訴訟の新展開」(慶應義塾大学出版
会)はドイツ団体訴訟制度の機能と理
論を踏まえて、消費者団体訴訟制度の
導入を検討し、マーク・デルナウアー
「奥田安弘「ドイツの差止訴訟法と日
本の消費者団体訴訟導入問題」(中央

ロー・ジャーナル三・一)は、ドイツの制度の概要と背景についての検討から、わが国の立法論に対する示唆を得ようとする。その他、伊藤浩「フランスの環境団体訴権」(愛媛三二・三)がある。

訴訟代理人としての弁護士については、高橋宏志(司会) 宇野聡 山浦善樹 岩崎政孝「シンプジウム/民事手続と弁護士の行動指針」(民訴五二)は、「民事訴訟法は弁護士に何を求めているか」、「民事裁判実務に対する弁護士の消極的姿勢」等の論点に関する平成一七年の民事訴訟法学会のシンプジウムでの報告と討論である。

裁判所書記官について、岡崎格「裁判所書記官の役割と民事訴訟手続」(ジュリ一三一七)は、平成八年改正の民事訴訟法の下での書記官の役割を旧法下と対比して、手続の流れに沿って概観する。また、未完であるが、前田智彦「民事司法における裁判補助の法社会学的考察(1)——裁判所書記官による裁判補助を中心に」(法協一二三二)がある。

(5) 訴え・訴訟物・各種の訴訟訴訟物の特定について、金炳学「知的財産権侵害差止請求における訴訟物の特定と執行手続について——生活妨害訴訟における抽象的差止請求との比較検討を中心として」(法政七二・三)は、生活妨害訴訟との比較において知的財産権侵害訴訟での抽象的差止請求の問題を検討し、後者を許容して知的財産権の実効的な保護を実現するためには、債務名義作成段階で一定の枠付けをした抽象的差止めを許容し、執行手続の柔軟な運営を認めるアプローチを採用すべきであるとす。

訴えの利益について、松尾卓憲「訴えの利益理論の現状と課題(1)——訴えの利益の実体法的把握批判」(修道二八・二)は、訴えの利益を実体権を基礎に把握して不適切な訴えを排除する消極的作用を中心に考える従来の立場を批判して、訴えの利益の積極的作用を解明すべきとする。

田中誠人「一部請求論考察」(三重二三・二)、同「相殺の抗弁に関する一考察——相殺の抗弁と重複訴訟の禁止」(三重二二・二)は、古くからの問題に関する議論を整理する。

確認訴訟については、内山真理子「確認訴訟——その現状と課題」(判タ一二〇五)が、確認訴訟の類型別に最高裁の判例の理論構成を概観し、問題点について論じる。また、石田明彦 小川暁 芥川朋子 芝本昌征 杉本敏彦 新海寿加子 児玉禎治 大黒淳子 片瀬亮 三浦康子「遺言無効確認請

求事件の研究(下)へ民事実務研究」(判タ一一九四—九五)は、遺言無効確認訴訟をめぐる実務上の諸問題を検討する。

その他、滝澤孝臣「建物の収去義務とその二元性へ基本から考える六」(八) (銀法六五二—五四)は、土地の賃借人が地上建物の所有権を第三者に移転した場合における建物収去土地明渡請求訴訟について、土地賃借人に対する債権的収去義務と、第三者に対する物権的収去義務に分けて、義務の性質と執行について検討する。

川嶋四郎「差止的救済と訴訟上の救助・覚書——『集团的訴訟救助』への一展望」(法政七二・三)は、差止訴訟による救済の障害となつてゐる訴訟費用の問題を検討する。

(6) 要件事実
要件事実に関しては多数の文献があるが、法科大学院での教育を意識したものとして、東孝行「要件事実論序説」(信山社)は、実際の判例を題材として、「訴訟メモ」の形式を活用することによって、要件事実を実践的に学ぶことをめざす。潮見佳男「要件事実」に先立ち民法理論と実体法・手続法の諸問題の理解を(ロースクール研究一)は、「民法の理論を確認しつつ、民法の理論と接続する要件事実も教え

る」という姿勢での授業の実践を紹介している。また、山野目章夫は「法科大学院教育における理論と実務の架橋——要件事実教育をめぐって」(法七六一)がある。

各種の訴訟類型に関する検討として、菅原泡治「自動継続定期預金の書替継続と消滅時効の主張立証責任——要件事実論における『貸借型理論』と書替継続の主張立証内容」(金判一二三七)がある。また、伊藤滋夫企画委員代表「要件事実の現在を考へる」(商事法務)は、現在の多様な法分野における要件事実のあり方を論じる企画で、伊藤「要件事実論と民法学」、山野目章夫「実況・要件事実論入門講義」、笠井修「役務提供型契約における要件事実」、大塚直「手塚一郎」環境訴訟における要件事実」、梶村太市「家事事件の要件事実における普遍性と特殊性」、上野保「倒産手続における相殺禁止と要件事実」、定塚誠「労働審判と要件事実」、石田満「出口正義」甘利公人「保険法と要件事実」、前田哲男「著作権法における要件事実から見た論点」、増田英敏「租税訴訟における要件事実」、千野直邦「裁判外紛争解決手続利用促進法」(ADR法)の整備と要件事実」から構成されている。

(7) 審理

審理の促進について、田原睦夫「訴訟促進と審理の充実——弁護士から」(ジュリ一三二七)は、弁護士に求められるものを、訴訟提起の準備、争点整理、証拠調べについて論じる。菅野雅之「訴訟の促進と審理の充実——裁判官から」(ジュリ一三二七)は、裁判官の立場からの詳細な現状報告である。

木川統一郎「口頭弁論の準備はこのままでよいか(下)」(判タ一一八一、八五)は、米国・ドイツの制度を紹介し、わが国の裁判所は釈明処分・期日間釈明を積極的に利用して、立証責任の所在にかかわらず、当事者に情報を開示させる方向をとるべきとする。また、遠藤直哉「分割責任論——事案解明義務」(時法一七五七)は、裁判官は当事者に事案解明義務を尽くさせるようにすべきであると説く。

専門委員制度については、司法制度改革の項で挙げた文献のほか、松木孝和「専門委員制度の運用と課題」(修道二八・一)、高部眞規子「熊代雅音「東京地裁知的財産権部における専門委員制度の活用について」(判タ一一八一)、西口元「弁論活性化方策としての専門委員の活用——法律家と専門家との架橋」(判タ一一九一)がある。

理論的な考察として、山田文「職権

探知主義における手続規律・序論」(論叢一五七・三)は、ドイツの議論を参照しつつ、職権探知主義の内容を審理段階と判決段階に分けて分析し、その裁量性と義務性を論じる可能性を検討する。また、吉田直弘「民事訴訟法の進行面における『当事者合意』(1)(2)——手続進行過程の規律に関する一考察」(関法五五・一、六)は、未完であるが、訴訟手続の進行に関する当事者間の合意はどこまで認められるかという問題を中心に、訴訟手続の進行に関する主要な規律モデルを検討し、手続進行の基本原則とされている職権進行主義や任意訴訟の禁止原則が現行の民事手続諸法と整合性を有するかを検討している。その他、未完であるが、上田竹志「手続規範の動態性に関する一試論(1)」(久留米五四)がある。

弁論主義については、北秀昭「弁論主義の下における『生の事実』と『法的に構成された事実』との関係についての一考察」(判タ一二〇九)が、事実についての当事者の支配権に関する弁論主義の原則を守るべきことを主張する。また、裁判上の自由を争点減縮を目的とする当事者の処分行為とみる、河野憲一郎「民事自由法理の再検討(2)(3)完」(一橋法学四・二一三)が

完結した。また、同「法律上の陳述に對してなされた自由とその効力——『権利自由論』の再検討(1)」がある。永井博史「当事者尋問および当事者聴取における自由の成否」(近畿大学法科大学院論集二)は、ドイツとの比較法的検討を基礎に当事者尋問・当事者聴取における自由の成立を肯定する。訴訟手続の中断に関連して、小原将照「当事者適格の喪失と訴訟手続の中断・受継——株主代表訴訟・住民訴訟について」(岡山商科大学法学論叢一四)は、株主代表訴訟・住民訴訟においては、その公益実現機能を考慮すれば、当事者適格の喪失は訴え却下という図式は妥当でなく、承継を立法的に検討すべきとする。

(8) 証拠・証拠調べ

山本和彦「証拠法の新たな動向」(ジュリ一三二七)は、真実発見の促進とプライバシーなどの対抗利益の保護という観点から、新民訴法制定後の証拠法領域における新たな展開を概観する。田島裕「証拠法研究——英米法との比較(その1 証拠法の論理構造)」(獨協ロー・ジャーナル一)は、

英米の証拠法を参考にしつつ、証拠の必要、立証、事実認定などの証拠法の構造を明らかにする試みである。人証については、波多野雅子「公証

人の守秘義務と証言拒絶権再論」(松山一七・六)、渡辺直樹「民事訴訟における誘導尋問の研究——実務と研究の架け橋をめざして(3)(5)」(ひろば五八・一〇、五九・二、四)がある。陳述書については、山本和彦「井上哲男」水野有子「那須弘平」松葉栄治「川端基彦(司会)」陳述書の運用に関するシンポジウム」(判タ一二〇〇)があるほか、笠井正俊「陳述書の活用と審理原則」(ジュリ一三二七)は、民事訴訟の手続原則を確認した後、陳述書の活用の方を検討する。

升田純「弁護士法二三条の二所定の照会、民事訴訟法一八六条所定の調査囑託に対する報告義務違反と不法行為の成否」(金法一七七二)は、銀行の顧客情報の開示を求める弁護士法による照会、民法上の調査囑託による報告義務と、銀行の守秘義務が衝突した事案について、報告義務を肯定した地裁判決を批判する。

文書提出命令に関しては、「特集」社内通達文書と文書提出命令」(銀法六六〇)が、社内通達文書に提出命令を認めた最高裁判定(最二決平成一八・二・一七)について、長谷川俊明(弁護士)、小林秀之(一橋大学)、久保淳一(ドイツ証券(株))、香月裕爾(弁護士)の論考を掲載している。山

本和彦「文書提出義務をめぐる最近の判例について」(曹時五八・八)は、公務秘密文書、技術・職業の秘密などの秘密関係文書、自己利用文書、刑事訴訟等関係文書に関する最近の最高裁判決が基礎とする準則を詳細に分析する。また、杉山悦子「文書提出命令に関する判例理論の展開と展望」(ジュリ一三一七)は発令手続・異議手続を含めた判例の概観と展望である。

訴訟提起前の証拠・情報の収集については、畑瑞穂「訴え提起前の情報収集・交換の拡充と審理の充実等」(ジュリ一三一七)は、従来から存在する証拠保全・弁護士照会・実体法上の情報請求権、外国の諸制度、近時の立法についての概観を踏まえて、訴え提起前の情報収集に関する将来の展望を述べる。また、濱崎録「提起前の証拠収集手続をめぐる一考察——ドイツ法における『事前手続』と本案手続の関係に焦点をあてて」(九法九〇)は、本案手続で行われる手続のうち、どこまでを提起前の事前手続として採用できるかという問題意識から、ドイツの証拠保全手続および独立証拠調べ手続に関する議論を検討し、考察の視点を提示する。その他、吉岡大地「吉澤邦和「医療機関における事故報告文書等の証拠保全について」(判時一八九五)

がある。

事実認定については、田中豊「民事裁判における事実認定(1)〜(4)」(司法書士四一〇〜一三)が、「事実認定の前提を成す原理」、「直接証拠による事実認定」を検討している。また、経験則の適用について、大山政之「規範的要件事実の審理における経験則の機能」(中央学院一八・一一二)があり、河川満「裁判所に顕著な経験則」(白鷗二二・一)は、平成一年の最高裁判決について、裁判所に顕著な経験則に反したものであるとする。

(9) 訴訟の終了・判決の効力

判決の効力に関して、坂原正夫「既判力の標準時後の取消権の行使について」(民訴五二)は、最近のドイツの判例と学説を踏まえて、松本博之教授の中間説を批判的に検討し、形成権成立時説に失権説を支持する立場を詳説する。柏木邦良「既判力の客観的範囲——各論2の要約」は、著者の著作集に収められた「訴えの併合と既判力」、「複合訴訟と既判力」、「反訴と既判力」、「訴求競合債権と既判力」の四編の論文の要約である。

鶴澤剛「憲法訴訟における訴訟物概念の役割(1)②完——憲法訴訟法学の法論をめぐる一考察」(立教院三三三四)は、ドイツにおける議論を参考

にして、憲法訴訟における訴訟物と既判力について検討する。鶴澤剛「憲法訴訟における判決効の訴訟法的構造——訴訟法からみた公法の特質」(立教六九)も同様の観点から、既判力・拘束力・対世効について検討する。

金祥沫「同時履行の抗弁に対する相殺の再抗弁——その許容性と効力」(判タ一九九九)は、同時履行の抗弁に対する相殺の再抗弁は適法であるが、相殺の再抗弁が実体審判を受けた場合の判決理由中での再抗弁に関する判断には既判力が生じず、信義則による拘束力または争点効が生じうるにすぎないと論じる。

内山衛次「法人格否認の法理についての手続法上の問題」(法と政治五七・二)は、法人格否認の法理による既判力・執行力の拡張および、第三者異議の訴えにおける法人格否認の法理に基づく抗弁に関する学説・判例を整理し、それぞれを許容するための理論構成を検討する。

訴訟上の和解については、畑宏樹「訴訟上の和解の効力と係争物の承継人への拡張について」(明学七九)、和解勧誘のあり方を総合的に検討する論考の続刊である、垣内秀介「裁判官による和解勧誘の法的規律(3)」(法協一二二・七)がある。

(10) 上訴・再審

上告審について、波多野雅子「上告審における口頭弁論の意義」(松山一七・四)は、上告審の主目的は上告人の保護・権利保護にあるとして、従来、法律審に書面審理を当然の前提としてきた上告審に口頭弁論を交錯させることが必要であると論じる。山本弘「上訴審の現状と展望——再審事由を理由とする最高裁に対する上告の可否を中心として」(ジュリ一三一七)は、上告受理制度による上告制限によって、再審事由を理由とする上告の許否の問題がどのような影響を受けるかについて考察する。

決定手続に関する許可抗告については、福田剛久「佐藤裕義「許可抗告事件の実情——平成一六年度」(判時一九〇二)があり、北川弘治「許可抗告制度による法令解釈の統一」(判時一九三四)は、許可抗告制度の目的と要件を説明し、その具体的な運用事例を紹介する。

再審については、加波真一「再審訴訟の訴訟物論と再審事由の機能」(撰南三四)が、再審訴訟の訴訟物と再審事由の機能に関する議論を整理した上で、後者における坂原正夫教授の「既判力停止効説」との対比において自説である「再審判事由説」を詳述する。

(1) 多数当事者訴訟

三木浩一「多数当事者紛争の処理」(ジュリ一三二七)は、訴訟外の第三者による追加的選定制、同時審判申出共同訴訟、片面的独立当事者参加について検討する。

共同訴訟について、徳田和幸「共同相続人間の民事訴訟と固有の必要共同訴訟」(民研五七九)は、従来の最高裁判例を整理した結果、共同訴訟人間の訴訟では、固有の必要共同訴訟の範囲は拡張されているとして、遺産分割の前提事項に関する訴訟は固有の必要共同訴訟とすべきであり、共同提訴を拒む者が生じる場合には、被告側に加えるという方策をとればよいとする。

鶴田滋「共有者の共同訴訟の必要性に関する判例および支配的見解の形成過程(1)〜(3)完」(福法五〇・三〜五)は、ドイツにおける解釈論の影響の下に形成された日本の判例と支配的見解は、論理的な一貫性を欠くことを明らかにし、共有者による固有の必要共同訴訟の必要性に関して再考を促す。

佐野裕志「訴訟脱退について」(鹿法三八・一一二)は、原告の脱退と被告の脱退とは利益状況に違いがあり、原告脱退の場合には被告との関係で訴えの取下げと構成すべきで、被告の同意が必要であると解すべきである

との立場から、片面的参加における当事者の一方の脱退を検討する。

(2) 簡易裁判所の特別手続

少額訴訟について、前川勤「少額訴訟手続の展望と課題」(東北二七)は、簡裁書記官としての経験を踏まえて、少額訴訟の問題点を指摘し、あるべき姿を考える。また、現状報告として、横田康祐「少額訴訟制度の現状と課題——東京簡易裁判所における少額訴訟事件処理等を中心として」(ジュリ一三一七)、奥村奈緒美「高橋直美」平成一六年度における簡易裁判所民事訴訟事件(通常訴訟事件及び少額訴訟事件)の動向」(民事法情報二二八)がある。

(3) 国際民事訴訟法

新堀聡「柏木昇編著『グローバル商取引と紛争解決』(同文館出版)は以下の諸論文を収めている。柏木昇「国際商取引と紛争解決手段——話し合いと国際商取引」は、国際商取引契約に関する紛争の解決手段としての交渉には限界があることを論じる。齋藤彰「法廷地選択および準拠法選択の役割」は、現在の国際商取引契約における合意管轄条項と準拠法条項の役割について、将来の展望を含めて論じる。中野俊一郎「外国判決・外国仲裁判断の承認および執行」は、外国判決・仲裁判

断の承認・執行の要件・手続について論じ、さらに、国際的な民事保全の承認・執行の問題に言及する。大貫雅晴「日本におけるADRの現状と問題点

——仲裁と調停を中心に」は、わが国における国際仲裁と民間型調停の現状と問題点を明らかにし、国際的知財紛争における仲裁および民間型調停の発展の可能性を検討する。中村達也「日本の新仲裁法」は、実務上での活用を視野に入れて、新仲裁法を解説する。新堀聡「国際商事仲裁とグローバル商取引法の発展」は、条約・モデル法・国際規則を法源とするグローバル商取引法の現状を概観し、これを基礎にした国際的商事仲裁による紛争解決を勧める。柏木秀一「これからのADRの展望——ADR活性化の原点は何か」は、ADR普及の阻害要因を明らかにし、教育での実践と団体内部の紛争解決のためのADRの導入によってADRの基盤を確立すること、仲裁機関でのケースマネジメント教育などがADR活性化のための要件であると論じる。

齋藤彰編著「国際取引紛争における当事者自治の進展」(法律文化社)は、中野俊一郎「管轄合意・仲裁合意・準拠法選択合意——国際私法・国際民事訴訟法における合意の並行的処理の可能性と限界」、齋藤彰「グローバル・

コモン・ローとしてのナチュラルフォーラム理論の可能性——「特段の事情論」が導く国際民事司法協力の展望」、道垣内正人「専属的管轄合意に関するハーグ条約案(二〇〇四年)について」等の論考を収める。「国際比較民事訴訟法セミナー」(立命二九九)には、ペーター・ゴットヴァルト「比較民事訴訟法」、同「ヨーロッパ民事訴訟法」、同「国際民事訴訟法の現状について」、マルセル・シュトルメ

「カテドラル創建者の夢——ヨーロッパ民事訴訟手続の統一」の諸論文がある。早川吉尚「国際民事訴訟法の現在」(ジュリ一三二七)は、主権免除、国際裁判管轄、送達・証拠調べ、外国判決の承認執行を扱う。裁判権免除については、高作正博「米軍司令官に対する民事裁判権——普天間爆音訴訟の論点」(琉法七四)、柳井俊二監訳「国家及びその財産の裁判権免除に関する研究報告」(比雑三九・一)がある。

国際裁判管轄に関しては、廣江健司「国際裁判管轄の判断における『特段の事情』の審査」(桐蔭二二・一)、同「国際裁判管轄に関する各論的問題」(桐蔭法科大学院紀要一)、小室百合「地域的不統一法国の判決を日本で承

認執行する場合の国際裁判管轄(間接的一般管轄)の要件についての一考察(神奈三七・二二三)、芳賀雅顯「契約事件の国際裁判管轄と弱者保護——国際労働事件に関するヨーロッパ民事訴訟法の展開を中心に」(民訴五二)、山田恒久「離婚の国際裁判管轄に関する一考察(下)」(独協六六)、北坂尚洋「離婚事件の国際裁判管轄権の決定における管轄原因としての国籍」(福法五〇・三)、今井理「ヘーグ国際私法会議第二〇会期の概要——管轄合意に関する条約を中心として」(民月六〇・一一)がある。

外国判決の承認執行については、清河雅孝「粟津光世「日本判決が台湾において執行許可されたケース」(際商三三・九)、山岡永知「外国判決の承認と執行に関する日米比較」(日法七一・四)がある。

その他、松下満雄「日本における對抗立法による提訴を禁止する米裁判所の差止命令」(際商三四・一〇)があり、本間学「ヨーロッパ民事訴訟法における核心理論について——ドイツ法の視点からのその素描」(立命三〇四)は、国際的二重訴訟に関し、ヨーロッパの「核心理論」とこれに対するドイツの反応を紹介し、わが国での規律を検討する。

個別の紛争類型を扱うものとして、渡辺愷之「父母間の国際的な子の引渡紛争——国際民事手続法の視点から」(判タ一一八九)がある。

(14) 外国の民事訴訟法等

アメリカ法では、大村雅彦「三木浩一『アメリカ民事訴訟法の理論』(商事法務)が、訴訟上の和解、民事訴訟における証明度、判決の遮断効、クラス・アクション、弁護士費用の負担などのテーマに関する米国の代表的な民事訴訟法学者によるセミナーのエッセンスを収録する。個別論文として、藤本利一「アメリカ法における大量被害不法行為訴訟へのクラス・アクションの拡大——損害賠償クラス・アクションを中心として」(阪法五五・三)、四、関戸麦「米国民事訴訟に関する三つの留意点」(監査五〇七)、宇田川公輔「アメリカにおける裁判所の民事事件処理手続について——カリフォルニア州サクラメント郡上位裁判所を拠点として」(判タ一一八九)、園部直子「アメリカ連邦地方裁判所・マサチューセッツ州上位裁判所における民事訴訟の計画的運営」(判タ一一九四)がある。

イギリス法では、佐藤優希「イギリス民事訴訟規則における情報開示」(志学館法学七)、吉垣実「イギリス代

表訴訟手続について——わが国の選定当事者制度と消費者団体訴訟制度への示唆」(大阪経大論集五六・二)、濱野亮「イングリランドのカウンティ・コート(3)完——効率化とアクセス保障」(立教六九)がある。

ドイツ法では、坂原正夫「二〇〇四年施行のドイツ民事訴訟法の改正と訴訟終了宣言」(法研七九・二)は、訴訟終了宣言に関する筆者の長年にわたる研究の蓄積を踏まえて、二〇〇四年九月のドイツ民事訴訟法改正の訴訟終了宣言制度への影響とわが国における評価を論じる。その他、吉田直弘「Georg Hard Wegelの訴訟契約理論の構造分析——その問題視角と法的性質論に関する所説の紹介を中心として」(関法五五・四四五)、プリュッティン「講演/ドイツからみた証拠法と証明責任の現在問題」(比雑三九・四)がある。

中国法では、江偉「廖永安「中国民事訴訟の一審判決と上訴審判決の協調と調整に関して」(際商三四・二)、江偉/福山達夫訳「中国民事訴訟法学研究の現状」(際商三三・一一)がある。また、二〇〇五年の日本私法学会シン

ポジウム資料であるが、高見澤磨「中国人・韓国人の法意識と訴訟観——中国『法』の展開——中国法意識調

査の調査時期に関する歴史的背景から」(ジュリ一二九七)がある。

韓国法では、金祥洙「司法補佐官制度の導入(下)」(際商三三・一〇一一)、同「仲裁判断の騙取」(際商三四・二)、同「相続財産分割事件の国際裁判管轄」(際商三四・四)がある。

カンボディア民事訴訟法については、「カンボディア王国民事訴訟法日本語条文案(判決手続編)」(完) (際商三三・八八一二)の連載が完結した。

(15) 人事訴訟

松本博之「人事訴訟法」(弘文堂)は、人事訴訟の基本原則と手続の内容を体系的に把握することを目的にした本格的な体系書である。

平成一六年四月から施行された人事訴訟法については、「特集/人事訴訟法施行一年」(ジュリ一三〇一)が、高田昌宏「人事訴訟法施行と今後の理論的課題」、水野紀子「人事訴訟法制定と家庭裁判所における離婚紛争の展望」、大橋真弓「運用から見た参与員制度と家事調停制度」、村松徹「家庭裁判所における人事訴訟事件の概況について——平成一六年四月から平成一七年三月まで」、秋武憲一「東京家庭裁判所における人事訴訟の運用状況——移管後、一年経過を踏まえて」の

各論文と「東京家庭裁判所における人事訴訟事件実務の運用について」と題する資料を収めている。また、「離婚訴訟はどう変わったか(出)下——新人事訴訟法の一年半をふりかえって」(判タ一二〇二一〇五)は、遠山信一郎(司会)、出口治男、大國和江、秋武憲一、原千枝子、梶村太市、我妻愛子、庭山正一郎、片山登志子による「日弁連家庭裁判所シンポジウム」での議論を紹介している。

その他、若林昌子「離婚訴訟における未成年子——その法的地位と手続保障について」(ケ研二八七)、南敏文「親子関係不存在確認について——家事実務から見て」(戸時五九〇)、秋武憲一「東京家庭裁判所における人事訴訟の運用状況」(民訴五二)がある。

(4) 会社関係訴訟

東京地方裁判所商事研究会『類型別会社訴訟Ⅰ・Ⅱ』(判例タイムズ社)は、会社訴訟の各訴訟類型ごとに、訴訟の概観・特徴、訴状審査項目の留意点を明らかにし、実務上の問題点をQ&A方式で解説する。本間靖規「新会社法の施行とこれからの会社関係訴訟」(ジュリ一三二七)は、会社の組織に関する訴えと株式会社における責任追及の訴え等について、当事者適格・補助参加などを論じる。

(1) 医事関係訴訟

医事関係訴訟委員会について、医事関係訴訟委員会「医事関係訴訟委員会答申」(民事法情報二二七)、医事関係訴訟委員会事務局「医事関係訴訟委員会答申について」(民事法情報二二七)、山沖博史・西桜子「医事関係訴訟委員会における、鑑定人等に対するアンケートの結果について」(民事法情報二二七)がある。

個別問題に関する論文として、複数の鑑定人に同時に依頼する複数鑑定に關して、山下洋一郎「千葉地方裁判所の医療事件の複数鑑定制度」(判タ一九一)があり、佐藤陽一「医療過誤訴訟における複数鑑定について」(判タ二二二)は東京地裁医療集中部でのカンファレンス鑑定を紹介する。

加藤良夫「患者側弁護士のための実践医師尋問」(日本評論社)は、医師への尋問を効果的に行うための考え方と具体的な方法を豊富な実践例に即して解説する。

その他、山浦晶「医事関係裁判の運営改善と医療環境について、医師の立場から」(曹時五七・八)、水野有子「東京地方裁判所医療部の実情と課題」(NBL八二四)、中本敏嗣「大阪地方裁判所医事部の実情と課題」(NBL八三二)、佐野勝信「裁判統計から見

る医事関係訴訟事件の状況」(民事法情報二二七)があり、荒谷謙介「イギリス医療訴訟における専門家証人の役割」(判タ一九九)は英国の制度を紹介する。

(2) 建築関係訴訟

東京地方裁判所建築訴訟対策委員会「建築訴訟の審理」(判例タイムズ社)は、東京地裁の建築事件集中部における実践結果を踏まえた、適正な審理をするための手引書である。

小久保孝雄「建築関係訴訟の審理の在り方——専門的知見の獲得方法の視点から」(ジュリ一三二七)は、建築関係訴訟における専門家調停、専門委員、鑑定などの運用について論じる。

(3) 知的財産権訴訟

知財高裁について、塚原朋一・塩月秀平編『知的財産権訴訟の動向と課題——知財高裁一周年』(経済法令研究会)(金判増刊一三三六)は、「特別座談会/知財高裁の本格的稼働と今後の知財訴訟の展望」、塚原「知財高裁元年——その一年間の実績の回顧と今後の展望」、市川正巳「東京地裁における知財訴訟の現状と分析」、山田知司「大阪高裁における知財訴訟の現状と分析」、塩月「侵害訴訟と無効審判請求の関係——推移と展望」、塚原「審決取消訴訟の審理の範囲」などの関連

文獻を収める。中野哲弘「最近における知財高裁の実情」(民事法情報二二一)は、知財訴訟の意義を説明し、知財高裁の実情と事件処理の概況を紹介し、岡本岳「知的財産高等裁判所の実情と課題」(NBL八二四)はその課題に言及する。また、知的財産高等裁判所「知的財産訴訟実務の実際へ特集/知的財産高等裁判所との座談会」(パテント五九・五)、日本弁護士連合会知的財産制度委員会「知財高裁・東京地裁知財部と日弁連知的財産制度委員会との意見交換会(平成一七年度)」(判タ二〇七)、高部眞規子「東京地方裁判所知的財産権部の実情と課題」(NBL八二四)がある。

高部眞規子「知的財産権訴訟における秘密保護手続の現状と課題」(ジュリ一三二七)は、営業秘密の保護に關して、民事訴訟法との相違点を中心に詳説する。

「特集/審決取消訴訟の論点」(北海道大学大学院/知的財産法政策学研究一〇)は、村上裕章「取消訴訟における審理の範囲と判決の拘束力——審決取消訴訟からの示唆」、魯陽宇「中国における特許審決取消訴訟の基本構造——日本との比較」を収める。

(4) 各種訴訟

交通事故訴訟については、「特集/

交通事故」(司法書士四〇八)に、古
笛恵子「交通事故における損害算定上
の諸問題」、石川泰雄「交通事故裁判
の実務」の各論考があり、大島眞一
「交通損害賠償訴訟における虚構性と
精緻性」(判タ一一九七)は、交通事
故損害賠償訴訟における損害認定の虚
構性を直視して、細かな損害費目につ
いて、どこまで精緻に審理・判断すべ
きかを再検討すべきとする。

菅原章文「PL訴訟の日米比較——
懲罰賠償制度の動向」(NBL八三五)
は懲罰賠償制度に焦点を当てて、日米
のPL訴訟制度を比較する。

2 裁判外紛争解決

(1) ADR全般

ADR一般では、仲裁ADR法学会
の学会誌『仲裁とADR』が創刊され
た。その創刊号では、二つの論説と実
務の紹介、ケース研究、学会のシンポ
ジウムの報告などから構成されてい
る。山田文「ADRにおける規範情報
に関する諸問題——自己決定原則の豊
潤化をめざして」は、和解契約締結過
程における紛争解決規範の使用を論じ
ることを通じて、調整型ADRにおけ
る規範と専門的知見・経験則のあり方
を検討する。和田仁孝「ADR手続に
おける専門性と法情報」は、わが国の

法環境に適合するADRのあり方を検
討し、「法的・専門的情報の導入」と
「対話・交渉促進」という複合的な二
ーズがあることからすれば、リーガル
・カウンセリング的機能を対話・交渉
促進機能に接合することが必要である
とする。また、日下部克道「民事調停
実務の潮流」は、東京地裁・簡裁にお
ける組織、具体的運営、判決手続との
リンクなどを紹介し、裁判所による調
停の課題と将来について論じる。

町村泰貴「ADR新時代」(ジュリ
一三一七)は、ADR法の対象と基本
理念を確認し、ADR機関の認証制度
の問題点について検討する。

各種のADRのうち、筆界特定制度
については、清水規廣「松岡直武」佐
瀬正俊「出井直樹」Q&A新しい筆界
特定制度」(三省堂)がある。土屋明
広「土地境界紛争ADRにおける自律
的/法的解決の実践的架橋——『境界
問題解決センターふくおか』の試みか
ら」(九法九一)は、「境界問題解決セ
ンターふくおか」の実践を踏まえて、
「法による紛争解決」と「水平的交渉」
という紛争解決の二つのモデルをめぐ
る議論を検証し、ADR法の認証制度
の問題点を指摘する。環境保護につい
ては、山田久美子「公害・環境紛争に
関する裁判外紛争解決制度(ADR)

の日米比較研究と今後のわが国の制度
のあり方について(3) (早研一一六)、
大橋真由美「環境ADRにおける行政
機関の関与」(成城七四)がある。そ
の他、「シンポジウム/専門家ネット
ワークとそのADR化」(臨床法務研
究一)がある。

外国のADRについては、日本司法
書士会連合会司法制度対策本部ADR
対策部編『米国におけるADR制度
の総合的現状視察』報告書(抄) (司
法書士論叢THINK一〇三)があ
る。

(2) 和解・調停等

高田昌宏「非訟手続の改革」(ジュ
リ一三一七)は、非訟事件を解決する
手続の現状と改革の展望を示す。

調停理論に関して、西川佳代「二極
化する調停の技法——裁判代替的
紛争解決方法と『もう一つの』紛争解
決方法」(立教七〇)は、メディアエ
ーションには、訴訟の代替物としての解
決指向のもと、プロセス指向のもの
とがあり、後者は当事者の自身による
自律的な紛争解決のあり方と第三者の
援助の手法を示しているとする。

調停人のトレーニングについては、
稲葉一人「ADR・調停を学ぶため
に」(JCA五二・八)、入江秀晃「自
主交渉を援助する調停人の役割——問

いを立てること」(JCA五二・九)、
入江秀晃「土屋京子」調停人の論理」
(JCA五二・一〇)がある。また、
模擬調停の試みについて、中村達也
「模擬調停に見る国際商事調停の実際」
(JCA五三・三)、千賀敏照「ADR
フォーラム」模擬調停」開催報告」
(JCA五三・五)、伊藤倫文「ADR
フォーラム模擬調停」を終えて」
(JCA五三・五)がある。さらに、
本山信二郎「講演/ADRの基礎知識
と調停の具体的事例」(JCA五
三・四一五)は、企業における調停の
実践例を挙げて、調停の技法を示す。

石川明「調停官制度の成果」(判タ
一一九一)は、民事調停官・家事調停
官の意義を論じる。

家事調停についての理論的な検討と
して、飯田邦男「現代型家事調停事件
の性格と家事調停の課題」(中)——家
裁調査官による『実践的家事調停
論』(判時一九二七、二九一三〇)
は、家事調停に関する従来の理論は現
代型の家事調停事件には妥当しないと
して、新たな理論として「調停段階構
造説(調停位相説)」を提唱し、家事
調停を十分に活用するための課題に論
及する。南方暁「人事訴訟法と家事調
停」(新潟三八・二)は、人事訴訟法
の制定に伴って家事調停において検討

すべき論点を検討し、家事紛争処理観の整理を試みる。その他、山本和彦「家事調停とADR法」(ケ研二八五)がある。

家事審判については、抗告審の立場から、橋詰均「田中恵美子」山本隆司「家事抗告事件における事実の調査について」大阪高裁での家庭裁判所調査官の活動状況と実情紹介(家月五七・八)があり、田中壯太「三宅康弘」家事抗告審からみた家事審判(家月五八・七)は、家事抗告事件を担当する立場から家事審判の運営の問題点を論じる。

家事調停官については、石井誠一郎「家事調停官を経験して」(判タ一一八五)のほか、東京家庭裁判所「離婚調停等の一般調停事件への効果的な調査官関与の在り方について」調査の命令に適切な意見具申を行うために(家月五七・九)、山脇貞司「わが国の家庭裁判所における市民の司法参加——家事調停委員・参与員制度」(静法一〇・一)がある。

なお、家事事件一般については、関西家事事件研究会編「家事事件の現状と課題」(判例タイムズ社)が家事事件をめぐる重要論点に関する多くの論点を収めている。

労働審判制度については、「特集／

労働審判制度」(判タ二二〇〇)、「シンポジウム／労働審判制をどう活用するか」(労旬一六一九)、三代川三千代ほか「座談会／労働審判制度」(判タ一一九四)のほか、個別論文として、竹尾祥子「個別労働紛争解決システムの現状と課題——紛争解決システムのあり方」(中京院二六)がある。

弁護士会の仲裁センターについては、中村芳彦「弁護士業務としてのADR——仲裁センターの新しい役割」(二弁フロンティア二六七)、同「自転車同士の衝突事故について、いわゆる促進型調停の手法により解決した事例」(二弁フロンティア二六九)がある。

外国の調停については、中国について、韓寧「中国の人民調停について——理論及び実証的な検討」(中大院三四)があるが、王冊「調停好き神話の崩壊」(1)(北法五七・二)は、九〇年代以降の中国でみられる人民調停を避け、裁判の積極的な利用へ向かう傾向についての検討の前半として、人民調停制度の成立と変化、民事訴訟との役割分担の変容について述べる。また、ドイツについて、吉田元子「ドイツにおける裁判所内調停の試み」(南山二九・二)がある。

(3) 仲裁・国際仲裁

三木浩一「山本和彦編『新仲裁法の理論と実務』(ジュリスト増刊)は、新仲裁法の立法に関与した研究者・実務家による「研究会／新仲裁法の理論と実務」の成果に、ADR基本法など後の立法動向を補ったものである。

国内の仲裁については、スポーツ仲裁に関して、滝澤正ほか「スポーツ仲裁のさらなる発展に向けて」(上智大学法科大学院)が、刊行された。道垣内正人「日本スポーツ仲裁機構三年間の総括と若干の論点についての考察」、岩田浩「志田健太郎」山口亮「日本におけるスポーツの仲裁の現状と分析」、小幡純子「スポーツ仲裁——行政法の観点から」、小川和茂「選手選考にかかる仲裁判断例に関する一考察」、森下哲朗「スポーツ仲裁判断の役割と課題」などの論文を収める。

仲裁適格性とその準拠法——仲裁法の解釈を中心として(帝塚山一〇)、仲裁合意に関して、猪股孝史「仲裁合意の方式と成立」(JCA五三・三)、同「仲裁合意の本旨そして仲裁可能性」(JCA五三・七)、中林啓一「仲裁判断取消事由を拡張する仲裁合意の効力——合衆国における裁判例および学説からの示唆」(修道二八・二)、仲裁人の責務・資格・選任に関して、豊田博

昭「仲裁人」(JCA五三・四)、仲裁権限の有無に関する判断権に関して、猪股孝史「仲裁権限判断権の法理とこれをめぐる手続的規整」(桐蔭法科大学院紀要一)がある。

諸外国で盛んになってきたオンライン仲裁に関して、穂積金兵衛「電子商取引紛争解決のためのODR仲裁——仲裁契約及び仲裁規則の試案」(際商三三・一一)は、電子商取引紛争に関するオンライン紛争解決の現状を概観し、オンライン仲裁を行うサイトが準備すべき契約と仲裁規則の試案を提示する。

中村達也「判例から見る仲裁法(8)」(JCA五二・八)五三・七)は、「仲裁合意の書面性」、「仲裁合意と労働者の保護」、「仲裁合意と妨訴抗弁」、「仲裁合意と仲裁人の選任」、「仲裁人の選任に関する国際裁判管轄」、「仲裁人の開示義務」、「仲裁人の調査義務」の各問題を扱う。その他の連載として、「仲裁文献紹介(4)」(JCA五二・九)五三・六)がある。

調停にまたがる問題意識からの論考として、廣田尚久「付帯条件つき最終提案仲裁・調停の事例と若干の考察」(法政法科大学院紀要二・一)は、紛争当事者の双方が最終的な提案をし、仲裁人がいずれかの提案を選択して仲

裁判または調停案とし、なおかつ、請求する当事者の最終提案が請求を受ける当事者の最終提案を下回ったときには中間値をとるといふ付帯条件を付ける方式による仲裁・調停の意義と活用について論じる。澤田壽夫「積極仲裁——複合手続の課題」(際商三四・三)

三)は、仲裁人が仲裁手続中に数回の調停を試みて、それが不調であれば仲裁を続行するという「仲調」を勧める立場から、その実現を阻害する要因、その普及の可能性を検討する。

国際仲裁については、ピーター・ゴッドウィン「ピーター・コーニー」仲裁機関による仲裁とアドホック仲裁」(際商三四・一)が、仲裁のメリット

・デメリット、仲裁以外の紛争処理の選択肢、各国の機関仲裁、仲裁条項作成上の諸問題に言及する。また、大貫雅晴「梶田幸雄」劉新宇「李厚東」中村達也「講演/東アジアにおける国際商事仲裁」(JCA五三・二)、梶田幸雄「日中の国際商事仲裁制度における協力の可能性について」(CDAMS ディスカッションペーパー05/17 J)(CDAMS「市場化社会の法動態学」研究センター)がある。

各論として、古田啓昌「大河内亮」仲裁手続における証拠収集」(JCA五三・五)がある。松井章浩「仲裁判

断執行手続における国際法上の執行免除」(立命三〇三)は、仲裁判断の執行のために外国の国家財産に対する強制執行・保全処分が求められた国内裁判所は、国際法上、外国に執行免除を与えることを要求されるかという問題を検討する。

仲裁判断の承認に関する事例研究として、津留崎裕「日本の仲裁判断と中華民国(台湾)の裁判所の承認——日本の仲裁判断が台湾の裁判所で承認された事例」(海法一八九)がある。

外国の仲裁については、米国に関する「NAFTA」一章仲裁手続におけるアミカス文書の取り扱い——メサネックス事件および自由貿易委員会による見解を事例として」(中大院三四)、ドイツに関して、豊田博昭「ドイツ仲裁鑑定法の形成(1)(2)」(修道二八・一—二)がある。青戸照太郎「スビードクレーム等に関する英国仲裁判断」(海法一八九)は英国の事例研究である。

中国については、陳天華「劉新宇」査/阿野光男「中木康博監修」中国における涉外仲裁・外国仲裁の留意点」(NBL八三〇)、川嶋四郎「温桂雨」中国国際経済貿易仲裁委員会「仲裁

規則」・試訳(2)完」(法政七二・一)があり、事例研究として、粟津光世「仲裁調停書が不執行とされた場合、法院に訴えができるか——中国民事訴訟法二一七条五項、仲裁法九条二項は、仲裁調停書に適用されるか」(CIETAC仲裁事例研究六九)(JCA五二・一二)、清河雅孝「送達手続の不備による国際仲裁判断の取消」(CIETAC仲裁事例研究七〇)(JCA五三・一)、谷口由記「管轄異議権の喪失により仲裁判断の取消が認められないとされた事例」(CIETAC仲裁事例研究七四)(JCA五三・五)などがある。

韓国については、Sam-Kyu Park「講演/韓国における国際商事仲裁」(JCA五三・三)がある。

3 法律家

(1) 弁護士

日本弁護士連合会「弁護士白書 二〇〇五年版」(日本弁護士連合会)が刊行された。懲戒制度についての特集が注目される。

弁護士倫理に関しては、田中紘三「弁護士倫理の体系的理論化のための視点について」(中央ロー・ジャーナル二・一)が理論的な検討のための視点を提示する。また、酒井博行「民事

訴訟手続過程における弁護士の行動規律の実効化手段に関する一考察」(北園四二)は、わが国における議論とアメリカ合衆国での議論を参考に、裁判所・相手方当事者に不利益を与える規律違反の場合には、要因規範に照らした裁判所による規律、依頼者に不利益をもたらす場合には懲戒または弁護過誤訴訟による規律によって対応すべきとする。

弁護士の果たすべき役割については、「特集/政策形成過程における弁護士の役割」(自正五七・二)、早野貴文「弁護士の責務とプロ・ボノ義務——論争の構図」(判タ一一八八)がある。これらの問題にも関連する弁護士事務所の運営については、「特集/大規模法律事務所の現状と将来」(自正五七・五)がある。また、植草宏一「これからの法律事務所の運営についての私論——リーガルモールから共同事務所化へ」(ジュリー三一七)は、

弁護士事務所の共同化の必要を説き、その一歩として、リーガルモール(長屋事務所)の構想を提示する。片岡詳子ほか「特集・シンポジウム/若手企業内弁護士(1)(2)」(二弁フロンティア二六八—六九)は、企業内弁護士の抱える問題を明らかにする。

リーガル・サービスのあり方に関

し、麻田恭子「マチ弁事務所における業務展開の一形態——『協働者（リール）』の活動に着目して」（立教七〇）は、小規模な一般法律事務所におけるリール・コデーネーター（弁護士と当事者の間に立つてコミュニケーションを橋渡しする人）としての実践経験を踏まえて、どのような事例において協働が必要かを検討する。元榮太一郎「木下万暁」酒井将「日本における弁護士紹介サービスに対する規制と現状に関する考察——諸外国の規制と現状を比較しつつ」（際商三四・三）は、米・英・オーストラリア・ドイツ・韓国など諸外国の現状との比較において、わが国の弁護士紹介サービスのあり方を論じる。

仁木恒夫「法律相談過程における弁護士と依頼者の対立」（立教七〇）は、実態調査を基礎にして、法律相談における弁護士と当事者の対立を避けるための技法、対立が生じた場合の対応について検討する。

外国の弁護士に関して、森勇「ドイツにおける専門弁護士制度の展開」（四）（六）完——その歴史と展望」（比維三九・一〜三）が完結した。鈴木重勝「ドイツ法曹養成思潮の衝突と融合」（一）（早法八一・二）は、ドイツにおける

統一法曹養成をめぐる議論を紹介する。

(2) 司法書士

司法書士の役割の拡大に関連して、俣野真知郎「司法制度改革の現状と司法書士」（司法書士論叢 T H I N K 一〇四）、「金平輝子」中村邦夫「対談／日本司法支援センター（法テラス）と司法書士」（司法書士四〇七）、八神聖「少額訴訟債権執行における司法書士の代理権」（名城論三三）がある。加藤新太郎「法律家としての倫理」（第一八回日司連中央研修会基調講演）（司法書士論叢 T H I N K 一〇二）は倫理に関する問題を提起する。

4 民事執行法

教科書類として、中野貞一郎編『民事執行・保全法概説（第三版）』（有斐閣）、上原敏夫「長谷部由起子」山本和彦「民事執行・保全法（第二版）」（有斐閣）、伊藤眞「上原敏夫」長谷部由起子編『民事執行・保全判例百選』（別冊ジュリ一七七）が刊行された。

平成一五年・一六年の民事執行法改正に伴う執行制度の改革については、中島弘雅「権利実現の実効性確保と民事手続法の改正——平成一五年・一六年改正民事執行法を中心に」（ジュリ

一三一七）に詳細な紹介がある。また、森田修「『新しい担保』の考え方と執行手続」（ジュリ一三二七）は、在庫担保、集合債権担保、普通預金担保という法整備の課題を挙げて、現状の整理と展望を示す。その他、改正法実施の状況については、坂本寛「大阪地方裁判所における平成一五年改正担保・執行法の検証と担保不動産収益執行の一考察」（判タ一二〇五）などがある。

不動産に対する執行については、栗田隆「売却のための保全処分等——民事執行法五五条の二を中心にして」（関法五五・四四五）、不動産競売に関する、板垣正之「大久保博」平成一六年度における不動産競売事件の処理状況」（金法一七五四）、東京競売不動産評価事務所研究会編『改訂競売不動産評価マニュアル』（判タ一九三臨時増刊）がある。

動産執行については、柳沢雄二「貸金庫の内容物に対する強制執行（一）」（早研一一六〜一八）があり、債権執行、とくに預金債権執行については、田中俊行「日野直子」債権差押命令において預金債権を差し押さえる場合の取扱店舗の特定」（金法一七六七）、阿部耕一「取扱店舗を特定しない（ま

たは複数の支店を特定範囲とする）預金債権の差押えに対する金融実務の現状——全銀協アンケート調査結果をもとにして」（金法一七七一）がある。また、知的財産との関係では、阿部史「発明と執行の法的问题——『未公表発明と動産執行』と『特許を受ける権利の執行』をめぐる」（慶院四六）がある。

家事・親族法関連の執行については、小川理佳「吉川紀代子」養育費等の履行確保のための新しい強制執行制度について——東京地方裁判所民事執行センターにおける運用状況」（家月五七・九）、小野瀬厚「原司」寺岡洋和「荒川方彰」扶養義務等に係る金銭債権についての間接強制の制度を導入する民事執行法の改正」（家月五七・一）、「青木晋」子の引渡しの実務」（家月五八・七）がある。

外国の制度では、わが国の法形成支援によって制定されたカンボディア王国民事訴訟法（強制執行編、保全処分編）について、上原敏夫「カンボディア王国民事訴訟法日本語条文案（強制執行編、保全処分編ほか）」（際商三四・二）、「カンボディア王国民事訴訟法日本語条文案（強制執行編、保全処分編ほか）」（一）（五）（際商

三四・三〇七)がある。また、金子敬明「フランスにおける不動産執行競落人のための占有移転手続」(千葉二〇・一)、青木哲「民法上の組合の債務と強制執行(2)」——ドイツ民事訴訟法七三六条をめぐる学説の展開」(法協一二三・三三四)がある。

5 民事保全法

保全実務については、杉浦正典「東京地裁保全全部における仮差押命令申立事件の運用の変更点(下)」(金法一七五二一五三)、内海順太「預金債権の(仮)差押えと取扱店舗の特定」(金法一七七五)がある。また、新井紀充「M&A時代の民事保全——敵対的買収防衛における仮処分を中心として」(ジュリー三一七)は、敵対的買収で利用される会社法仮処分に關して、仮処分の本体化、疎明が困難なこと、手続進行が速いこと、保全の必要性に關する判断が緩やかであること等の特徴を挙げ、それぞれについて検討する。

6 倒産処理法

(1) 倒産法全般——教科書・論文集
三木浩一「山本和彦編『ロースキール倒産法』(有斐閣)が刊行された。

また、「特集／倒産法の基礎知識」(法七六二二)は、倒産法の初学者向けの特集である。中島弘雅「倒産法とは何か」、田頭章一「契約関係の処理」、三上威彦「否認とは」、本間法之「担保権の処遇」、佐藤鉄男「役員に対する責任追及」、村田典子「事業の再生」、近藤隆司「個人の倒産処理手続」の各項目がある。今中利昭「今泉純一」中井康之「実務倒産法講義(下)」(民事法研究会)は、実務家による倒産法全般の教科書である。また、山本和彦「中西正」笠井正俊「沖野眞巳」水元宏典「倒産法概説」(弘文堂)は、最新の倒産法制を、倒産実体法と倒産手続法に大別し、後者をさらに企業倒産と消費者倒産とに分けて解説している。

高木新二郎「伊藤眞編集代表」講座倒産の法システム(第四卷)——倒産手続における新たな問題・特殊倒産手続(日本評論社)は、菅野雅之「倒産ADRのあり方——特定調停手続の問題」、高木「私的整理の過去・現在・将来」、岡正晶「倒産税務／倒産会計——再建型企業倒産における『債務免除益』をめぐる新しい問題」、高見進「手続間移行」、坂井秀行「栗田口太郎「証券化と倒産」、土岐敦司「倒産手続と弁護士倫理」、奈良道博「倒産手続における情報開示」、伊藤「金融機関の倒産処理法制」、桃尾重明「証券会社の倒産」、那須克巳「生命保険会社倒産」、佐藤鉄男「病院倒産」、上野正彦「商社の倒産」、松嶋英機「ノンバンク倒産の諸問題」、河野玄逸「ゼネコン倒産の諸問題」、小林信明「ゴルフ場の倒産の諸問題」の各論文を収める。

倒産と担保に關する、全国倒産処理弁護士ネットワークに属する弁護士による連載として、田原睦夫「各種倒産手続と担保権の取扱い——概論」(金法一七四七)、入谷正章「佐藤昌巳「倒産手続における担保権(1)——破産、民事再生における別除権としての取扱い」(金法一七四九)、矢吹徹雄「倒産手続における担保権(2)——物上代位の取扱い」(金法一七五〇)、森川和彦「倒産手続における担保権(3)——会社更生における更生担保権としての取扱い」(金法一七五二)、須藤力「倒産手続における根抵当権(1)——限度額の問題」(金法一七五三)、中井康之「倒産手続における根抵当権(2)——根抵当権の元本の確定をめぐる諸問題」(金法一七五五)、黒木和彰「倒産手続における質権——債権質、根質を中心に」(金法一七五七)、那須克巳「倒産手続

における先取特権」(金法一七五八)、小林信明「倒産手続における留置権」(金法一七六〇)、馬杉栄一「担保権消滅請求(1)——民事再生、会社更生」(金法一七六二)、多比羅誠「担保権消滅請求(2)——破産」(金法一七六三)、片山英二「中村閑「倒産手続における非典型担保(1)——ファイナンスリース」(金法一七六五)、籠池信宏「倒産手続における非典型担保(2)——譲渡担保、所有権留保」(金法一七六六)がある。

その他、倒産時の契約関係の処理については、山本和彦「倒産手続における敷金の取扱い(1)(2)完」(NBL八三一—三二)は、倒産手続における敷金返還債務の承継、賃料債権への物上代位と敷金返還請求権の帰趨、不払い賃料への敷金の充当、再建計画による敷金返還請求権の権利変更などの諸問題について検討する。小畑英一「再建型手続と敷金をめぐる問題」(NBL八一七)も類似の問題を扱う。ライセンス契約に關しては、向山純子「倒産法におけるライセンス契約の処理(1)(2)完——ライセンス保護の観点から」(早研一一七一—一八)がある。また、知的財産権の扱いについては、片山英二「倒産時における知的財産権処理の

倒産と担保に關する、全国倒産処理弁護士ネットワークに属する弁護士による連載として、田原睦夫「各種倒産手続と担保権の取扱い——概論」(金法一七四七)、入谷正章「佐藤昌巳「倒産手続における担保権(1)——破産、民事再生における別除権としての取扱い」(金法一七四九)、矢吹徹雄「倒産手続における担保権(2)——物上代位の取扱い」(金法一七五〇)、森川和彦「倒産手続における担保権(3)——会社更生における更生担保権としての取扱い」(金法一七五二)、須藤力「倒産手続における根抵当権(1)——限度額の問題」(金法一七五三)、中井康之「倒産手続における根抵当権(2)——根抵当権の元本の確定をめぐる諸問題」(金法一七五五)、黒木和彰「倒産手続における質権——債権質、根質を中心に」(金法一七五七)、那須克巳「倒産手続

における先取特権」(金法一七五八)、小林信明「倒産手続における留置権」(金法一七六〇)、馬杉栄一「担保権消滅請求(1)——民事再生、会社更生」(金法一七六二)、多比羅誠「担保権消滅請求(2)——破産」(金法一七六三)、片山英二「中村閑「倒産手続における非典型担保(1)——ファイナンスリース」(金法一七六五)、籠池信宏「倒産手続における非典型担保(2)——譲渡担保、所有権留保」(金法一七六六)がある。

その他、倒産時の契約関係の処理については、山本和彦「倒産手続における敷金の取扱い(1)(2)完」(NBL八三一—三二)は、倒産手続における敷金返還債務の承継、賃料債権への物上代位と敷金返還請求権の帰趨、不払い賃料への敷金の充当、再建計画による敷金返還請求権の権利変更などの諸問題について検討する。小畑英一「再建型手続と敷金をめぐる問題」(NBL八一七)も類似の問題を扱う。ライセンス契約に關しては、向山純子「倒産法におけるライセンス契約の処理(1)(2)完——ライセンス保護の観点から」(早研一一七一—一八)がある。また、知的財産権の扱いについては、片山英二「倒産時における知的財産権処理の

推移と展望」(金判増刊一二三六)が問題を概観する。

倒産手続における課税については、近藤隆司「倒産手続と消費税——ドイツの状況を手がかりとして」(民訴五二)、「特集／破産・民事再生・会社更生と課税問題」(税研二一・三)がある。

また、理論的考察として、山本慶子「再建型倒産手続に関する一考察——『法と経済学』の視点から」(金融研究二四)がある。

実務が抱える新しい問題を扱うものとして、後藤出ほか「証券化取引と倒産手続に関する諸論点(第一東京弁護士会総合法律研究所倒産法研究会主催パネルディスカッション)」(NBL八二八)がある。

その他、倒産法一般に関しては、三山裕三「会社再建・清算のノウハウ——民事再生・任意整理・破産の実務」(新版)、「レクシスネクシス・ジャパン」、林圭介「執行・倒産手続の現場から見た不良債権処理の変遷」(金判一二二四)、松嶋英機「あえて『少額債権』概念不要論——私的再建から法的再建への移行問題」(銀法六五四)、中島健仁「地方公共団体の再建型倒産処理手続についての一考察」(近畿大

学法科大学院論集三)などがある。

私的整理については、私的整理に関するガイドライン研究会事務局「『私的整理に関するガイドライン』の評価」と今後の課題」(金法一七五五)のほか、実務の観点から、多比羅誠「私的整理と特定調停との連続性」(NBL八二五)がある。

(2) 破産

いずれも既刊書の改訂であるが、教科書として、山本和彦「倒産処理入門」(第二版補訂版)、「有斐閣」、加藤哲夫「破産法」(第四版補正版)、「弘文堂」、伊藤眞「破産法」(第四版補訂版)、「有斐閣」、宗田親彦「破産法概説」(新訂第三版)、「慶應義塾大学出版会」が刊行された。

新破産法については、「特集／新破産手続のいま」(銀法六五三)が、中山孝雄「東京地方裁判所における新破産法の運用の現状と債権者への要望」、井上一成「大阪地方裁判所における新破産法の運用の現状と債権者への要望」、宮川勝之「高木裕康「破産管財人と一般債権者との折衝事項」を収めるほか、伊藤眞ほか「新破産法の基本構造と実務」(9)」、「ジュリー三〇二、〇六一〇七、一〇〇一一、一四一六)では、破産財団、配当手続、

法律行為に関する倒産手続の効力、各種債権の優先順位、多数債権者関係、否認権を扱う。その他、個人破産について、世森亮次「新破産法の概要——個人債務者の破産・免責手続を中心として」(ケ研二八六)、大分地方裁判所民事第一部破産係「e管財——小規模庁で個人破産手続が一変」(判時一九二六)、川嶋四郎「消費者破産法制の新たな展開」(クレジット研究三六)がある。

破産管財人の社会的責任については、永石一郎「破産管財人とCSR」(一橋法学四・二)が、破産財団中に環境汚染を招来する財産がある場合に破産管財人がこれを放棄することの可否の問題を扱い、これを受けて、伊藤眞「破産管財人の職務再考——破産清算による社会正義の実現を求めて」(判タ一一八三)は双方未履行双務契約に関する解除権の行使、人身損害による損害賠償請求権の扱い、不当性の欠缺を理由とする否認権行使の制限等の問題を検討する。

その他、齋藤善人「破産申立て前の和解と非免責債権の規律——Archer v. Warnerの検討を中心に」(鹿法三九・一)、杉本和士「破産における『現存額主義』と一部弁済処遇の関係に關

する覚書」(3)、「(早研一一五)一七)がある。林淳「仮執行と破産法五三条一項の履行」(関東学園一四・二一一五・一)は、ドイツの判例・学説とわが国の最高裁判例の検討を踏まえて、仮執行による給付が破産法五三条一項にいう履行に当たると論じる。不動産鑑定については、長場信夫「解説／『破産法に係る不動産鑑定評価上の留意事項』について」(判タ一一八五)、社団法人日本不動産鑑定協会「破産法に係る不動産鑑定評価上の留意事項」(3)、「判タ一一八六)八八)がある。

(3) 特別清算

新しい手続に関して、萩本修「新しい特別清算手続の概要」(金法一七五〇)がある。

(4) 民事再生法

福永有利監修／四宮章夫「高田裕成」森宏司「山本克己編」『詳解民事再生法——理論と実務の交錯』(民事法研究会)は、民事再生手続全体についての理論的な解明を踏まえて、実務の運用のあり方を詳細に解説する。松下淳一「民事再生法講義」(1)、「(法教三〇七)一一)は、「総論」、「再生手続開始の申立てから再生手続開始の決定まで」、「再生債務者の地位・手続機

関」、「再生債務者の財産・事業」、「再生債権・共益債権等」の各項目について基礎から解説している。

その他、印藤弘二「民事再生法における担保権消滅許可の要件」(金法一七四五)、中西覚「札幌地裁(本庁)における個人再生事件の現場」(金法一七六五)、瀬戸茂峰「大阪地方裁判所における個人再生事件の運用」(金法一七六七)がある。

(5) 会社更生法

新しい制度については、池田辰夫「再建型企業倒産法制と会社更生法の改革」(阪法五五・二)が高い視点から考察している。その他、実務的な問題を扱う文献として、長場信夫「会社更生手続と財産評定——判例タイムズ一一三二号・中井康之氏の論文に寄せて」(判タ一一九一)、第二東京弁護士会倒産法制検討委員会「会社更生手続の実務に関するアンケート結果の報告(1)〜(4)完」(NBL八三二〜三三四)がある。金融法委員会「金融法委員会報告書『更生計画における債権者平等原則について』の概要」(金法一七五三)は、最近の実務上の重要問題に関するレポートである。また、三村藤明「大島義孝」井手ゆり「会社更生手続における集合債権譲渡担保とABL(1)(2)完

——更生会社ティーシーエムの事例報告」(NBL八二〇—二二)は著名な事例の検討である。

(6) 外国の倒産処理法

米国における法改正については、松下淳一「二〇〇五年連邦破産法改正における消費者倒産法制の改正の素描(1)(2)完」(NBL八一九—二〇)、加藤政也「米国の破産法改正」(法民四〇三)、同「アメリカの破産法改正とカウセンシング」(司法書士四〇六)がある。また、松岡啓祐「アメリカにおける証券会社破産と顧客の地位(8)完——連邦証券投資者保護法制を中心に」(専法九四)は、米国で社会問題となった事柄を扱っている。

また、文献の紹介として、木元宏典「Stanley D. Longhofer and Stephen R. Peters, Protection for Whom? Creditor Conflict and Bankruptcy, 6 American Law and Economics Review 249 (2004)」(民訴五二)がある。

ドイツの倒産法については、ハンス・ブリュッティング／三上威彦訳「ドイツにおける近時の判例にみられる倒産管財人の選択権」(慶應法学六)、山躑躅「ドイツ倒産法における個人債務者の債務免除手続導入の動き」(商事

一七六六)、青木哲「文献紹介／Markus Jasper Stahschmidt, Die GbR in der Insolvenz」(民訴五二)がある。フランス倒産法に関しては、小梁吉章「フランス倒産規則仮訳(1)(2)完」(広法三〇・一一二)、中国の倒産法については、章程「中国における破産法の立法と司法実践について」(獨協国際交流年報一八)がある。

四 おわりに

以上で、二〇〇六年の学界回顧・民事訴訟法を終える。今回も予定の紙数を大幅に超過したが、それでも言及できなかった文献があり、また、文献の選択および内容の把握に偏りや誤解があるのではないかと恐れている。

(たなへ・まこと 広島大学教授)

